 	· 丁 <i>汉</i>			17/HJ														177-6
						決定	区分			(†	根抄	処規:	定)	条	例 7	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開;	一部開示	不存	存否応答拒否	1号	2 号	3 号	4号	5号	6号	7号	8号	9 非開示理由等	所管局部課 等
11 F	33. 12. 10	R3. 12. 21	https://〇〇 こちらの記事に掲載された東京都の〇〇社との提携について、その提携に至った意思決定経緯がわかる一切の文書、特に、以下の2つの観点において、どのように考慮されたかがわかる文書の全て。 1. 〇〇社の実現する機能は世の中に唯一のものではなく、そのカバーする機能の多くはより高性能の特許技術などがオープンソースで公開され、広く万人が価値を享受できるようにないているものである。よって、随意契約が認められる背景にはないと考えられ、業者選定において協られる背景にはないと考えられるが、公開入札は実施されたか、実施されなかった場合はどのような議論の結果により随意契約となったのかがわかる一切の文書。 2. また、東京都はオープンソース利用促進のガイドラインを制定するなど、特定企業へのサービス依存を低め、オープンソースを用いた持続可能なデジタル施策へ強く舵を採っていると理解しているが、その施策の視点から見た上で、本案件ではオープンソースではなく〇〇社製品を用いることとなった経緯のわかる一切の文書。				1										請求にかかる文書について、作成または取得しておらず、存在しないため	デジタル サービス サービス

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。